

## ふくやまリブランディング支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、コロナ禍をうけてオンライン市場が拡大するなか、福山市内事業者による持続的な経営に向けた取組を支援し、産業の振興及び地域の活性化を図るため、自社ブランドの再構築（以下「リブランディング」という。）を行う福山市内事業者に対し、経費の一部を補助するふくやまリブランディング支援事業補助金（以下単に「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。

- (1) 「大企業」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者に該当しない会社及び個人で、事業を営む者をいう。
- (2) 「みなし大企業」とは、次の者をいう。
  - ア 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者等
  - イ 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者等
  - ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者等

### (補助対象者)

第3条 補助の対象とする者は、中小企業基本法第2条及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条第2項に規定する中小企業者で、次に掲げる条件を満たす者。ただし、みなし大企業は除く。

- (1) 法人においては、福山市内に本店又は主たる事業所がある者
- (2) 個人事業主においては、福山市内で事業を行っている者
- (3) 日本標準産業分類の大分類A（農業・林業）又はB（漁業）以外に属する事業を営んでいる者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団関係者ではない者又は遊興娯楽業のうち風俗関連業、ギャンブル業、賭博等、社会通念上適切でないと判断される事業を行っていない者
- (5) 補助対象として申請した経費に関して、国、県、市町及び各種産業支援機関が実施する他の制度（補助金等）から補助を受けていない者
- (6) 福山市の市税完納証明書が発行できる者

- (7) 本センターと福山市が連携開催するセミナーを受講する者
- (8) 補助事業に係るデザイン、製品及び商品を掲載した事例集について本センターが作成することを目的に、本事業で制作したデザインを活用することに同意する者
- (9) その他理事長が必要と認める事項

(補助事業、補助対象経費等)

第4条 補助事業は、補助対象者が行う次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) ロゴデザインの制作
  - (2) 商品のパッケージデザインの制作
- 2 補助金の対象となる経費は、前項各号に係るデザインの制作費とする。ただし、経費に掛かる消費税及び地方消費税額は補助対象経費から除く。
- 3 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費の2分の1以内（千円未満は切り捨てとする。）とし、上限を15万円とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、補助金交付申請書(様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添付して、理事長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 事業の開始日、主たる事業所等の所在地、納税地、事業内容を確認できる書類
- (3) 支出予定金額の算出根拠資料
- (4) 福山市の市税完納証明書
- (5) 誓約書(様式第3号)
- (6) その他理事長が必要と認める書類

2 補助金交付申請書の提出期限は、別に理事長が定める。

(交付申請の制限)

第6条 申請者は、補助対象として申請した経費に関しては、同一年度内に同一費目について、国、県、市町及び各種産業支援機関が実施する他の制度（補助金等）から補助を受けてはならない。

2 本事業への申請は、1事業者につき1回とする。

(補助金の交付決定)

第7条 理事長は、第5条の規定により交付申請書が提出されたときは、その内容を審査し、適當と認めた場合は予算の範囲内で補助金の交付決定を行い、ふくやまリブランディング支援事業補助金交付決定通知書(様式第4号)により、速やかに申請者に通知するものとする。

2 理事長は、前項の補助金の交付決定を行う際は、ふくやまリブランディング支援事業審査会の意見を聴くものとする。

3 理事長は、第1項の補助金の交付の決定を行う際に、補助金の交付目的を達成するため必要な条件を付することができるものとする。

(補助金の対象期間)

第8条 補助の対象とする期間は、交付決定日から2023年（令和5年）1月31日までの期間とする。

(事業計画等変更の申請)

第9条 第7条の規定による補助金交付決定通知を受けた者（以下「決定通知受理者」という。）は、申請書に記載した事項を変更するときは、ふくやまリブランディング支援事業補助金事業計画変更・中止・廃止承認申請書（様式第5号）を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、事業内容の変更がなく、かつ補助対象経費を20パーセント以内で増減する場合は、この限りでない。

2 前項の承認を受けて、補助対象経費の減額が必要となった場合、理事長は既に決定した補助金の額を減額することができる。

3 計画の変更により補助対象経費が増額となった場合、補助金の額は当初交付決定額を上限とする。

(事業の中止又は廃止)

第10条 決定通知受理者は補助対象事業を中止又は廃止する場合においては、あらかじめふくやまリブランディング支援事業補助金事業計画変更・中止・廃止承認申請書（様式第5号）を理事長に提出し、承認を受けなければならない。

(実績報告書の提出)

第11条 決定通知受理者は、補助対象事業終了後30日以内又は2023年（令和5年）2月15日のいずれか早い日までに「実績報告書」（様式第6号）に、次に掲げる必要書類を添付し、理事長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（様式第7号）
- (2) 契約・支払いの確認に必要な書類
- (3) 補助事業の実施を確認することができる書類
- (4) その他理事長が必要と認める書類

(補助金の交付額の確定)

第12条 理事長は、前条の規定により実績報告書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、補助事業が適正に実施されたと認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、ふくやまリブランディング支援事業補助金確定通知書（様式第8号。次条において「確定通知書」という。）により当該補助対象者に通知するものとする。

（補助金の交付手続）

第13条 補助対象者は、確定通知書を受理したときは、速やかにふくやまリブランディング支援事業補助金請求書（様式第9号）により補助金の交付の請求をしなければならない。

（補助金の取消し）

第14条 理事長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第7条第1項の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されている場合は、期限を定めて補助金の返還を命ずることができるものとする。

- (1) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他理事長が指示した事項に違反する行為をしたとき。
- (2) 交付申請書その他の関係書類に虚偽の記載をし、又は補助事業の実施について不正な行為をしたとき。
- (3) 前2号に掲げるほか、この要綱の規定に違反する行為をしたとき。

（延滞金）

第15条 決定通知受理者は、補助金の返還を求められたときは、次のとおり、延滞金を納付しなければならない。

- (1) 決定通知受理者は理事長から補助金の返還命令を受け、これを納付期日までに納めなかったときは、納付期日の翌日から納付日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を納付しなければならない。
- (2) 理事長は、やむを得ない事情があると認めたときは、延滞金の全部又は一部を免除することができるものとする。

（雑則）

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、2022年（令和4年）7月1日から施行する。